

**第3部 検査****包括項目算定**

## 点数改定

- ・血液化学検査の包括項目  
10項目以上 103点
- ・腫瘍マーカー検査の包括項目  
4項目以上 385点
- ・グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定検査の包括項目  
2項目以上 400点

**D006 出血・凝固検査**

## 34 血小板凝集能

- イ 鑑別診断の補助に用いるもの 450点
- ロ その他のもの 50点

160238610 血小板凝集能（鑑別診断の補助に用いるもの） 450点

160238710 血小板凝集能（その他） 50点

**D006-3 BCR-ABL1**

## 2 Major BCR-ABL1（mRNA定量）

- イ 診断の補助に用いるもの 2,520点
- ロ モニタリングに用いるもの 2,520点

160238810 Major BCR-ABL1（mRNA定量）（診断補助） 2,520点

160238910 Major BCR-ABL1（mRNA定量）（モニタリング） 2,520点

**D006-4 遺伝学的検査**

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者から1回に採取した検体を用いて複数の遺伝子疾患に対する検査を実施した場合は、主たる検査の所定点数及び当該主たる検査の所定点数の100分の50に相当する点数を合算した点数により算定する。

160239010 遺伝学的検査（容易）（複数疾患） 5,820点

160239110 遺伝学的検査（複雑）（複数疾患） 7,500点

160239210 遺伝学的検査（極複雑）（複数疾患） 12,000点

160239310 遺伝学的検査（容易）（（1）のイに掲げる遺伝子疾患・複数疾患） 5,820点

160239410 遺伝学的検査（複雑）（（1）のイに掲げる遺伝子疾患・複数疾患） 7,500点

160239510 遺伝学的検査（極複雑）（（1）のイに掲げる遺伝子疾患・複数疾患） 12,000点

160239610 遺伝学的検査（容易）（（1）のロに掲げる遺伝子疾患・複数疾患） 5,820点

160239710 遺伝学的検査（複雑）（（1）のロに掲げる遺伝子疾患・複数疾患） 7,500点

160239810 遺伝学的検査（極複雑）（（1）のロに掲げる遺伝子疾患・複数疾患） 12,000点

施設基準 4107 遺伝学的検査の注2に規定する施設基準

**D016 細胞機能検査**

## 8 顆粒球表面抗原検査 640点

160239910 顆粒球表面抗原検査 640点

ORCA Project

Copyright (C) 2024 ORCA Management Organization Co., Ltd. All rights reserved.

**D023 微生物核酸同定・定量検査**

24 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） 1,700点

注2 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

160234950 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） 1,700点

施設基準 4108 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）

**D237-3 覚醒維持検査 5,000点**

160240010 覚醒維持検査 5,000点

**D291 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量（MED）測定**

2 22箇所以上の場合（1箇所につき） 12点

160240110 皮内反応検査（22箇所以上） 12点

160240210 ヒナルゴンテスト（22箇所以上） 12点

160240310 鼻アレルギー誘発試験（22箇所以上） 12点

160240410 過敏性転嫁検査（22箇所以上） 12点

160240510 薬物光線貼布試験（22箇所以上） 12点

160240610 MED測定（22箇所以上） 12点

**D296-3 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの） 305点**

注 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において行った場合は、時間外加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第1節第1款の通則第1号又は第3号の加算は別に算定できない。

160240870 時間外加算（内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析） 200点

**D412-3 経頸静脈的肝生検 13,000点**

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

160240710 経頸静脈的肝生検 13,000点

施設基準 4109 経頸静脈的肝生検